

日レセソフトご利用医療機関 各位

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

電話：0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に対する算定について（2020 年 4 月 30 日版）

1. 新型コロナウイルス感染症への診療報酬の対応について、令和 2 年 4 月 30 日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 16）」の通知がありました。

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 16）」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626867.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて、令和 2 年 4 月 28 日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」の通知がありました。

○「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

【概要】

調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

【具体的な取扱い】

○医療従事者等

新型コロナウイルスに感染した以下の職種は原則として労災保険給付の対象

- ・患者の診療、若しくは、看護の業務に従事する医師、看護師
- ・介護の業務等に従事する介護従事者等
- ・業務外で感染したことが明らかである場合を除く

○一般の患者

- ・感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合は労災保険給付の対象
- ・その他は個々の事案に即して判断

メディカルサポートシステムズの細谷先生がまとめておられますので、そちらをご参照ください。

○メディカルサポートシステムズの参照先

以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.medsus.jp/>

※項目名：2020.04.30「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」

○新型コロナウイルスに関する Q&A（労働者の方向け）：2020 年 4 月 28 日

http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/0428rousaiQA.pdf

3. 新型コロナウイルス感染症への診療報酬の対応について、令和 2 年 4 月 27 日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 15）」の通知がありました。

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 15）」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625703.pdf>

4. 電話診療の対応マニュアル（例）について

メディカルサポートシステムズの細谷先生・近藤先生がまとめておられますので、そちらをご参照ください。

○メディカルサポートシステムズの参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.medsus.jp/>

※項目名：2020.05.06「改訂版 TEL 診/オン診対応マニュアル例」

○電話による診療及び処方についてご案内（案）（患者向け）

http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/202005_pt.pdf

○電話処方の対応マニュアル（案）（スタッフ向け）

http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/202005staff.pdf

5. 電話等の診療の報告（届出）について

メディカルサポートシステムズの細谷先生がまとめておられますので、そちらをご参照ください。

○メディカルサポートシステムズの参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.medsus.jp/>

※項目名：2020.04.26「電話等の診療の報告（届出）について（東京都版）」

○電話等の診療の報告（届出）について（東京都版）：2020 年 4 月 26 日

http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/20200426_tel_houkokuQA.pdf

6. 新型コロナウイルス感染症への診療報酬の対応について、令和2年4月24日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」の通知がありました。
資料の最後のページに「（別紙）新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話等を用いた診療に関する診療報酬上の臨時的対応に係る整理」がまとめられておりますので、ご参照ください。
※弊社ホームページに別紙のみを抜粋した資料を掲載しております。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625141.pdf>

- 「（別紙）新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話等を用いた診療に関する診療報酬上の臨時的対応に係る整理」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://eorca.sakura.ne.jp/doc/support/S20200511-02.pdf>

メディカルサポートシステムズの細谷先生がまとめておられますので、そちらをご参照ください。

- メディカルサポートシステムズの参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.medsus.jp/>

※項目名：2020.04.24「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」

- COVID-19 時限的・特例的措置で算定できる診療報酬：2020年4月18日

http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/COVID-19_ichiran.pdf

- COVID-19に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）：2020年4月24日

http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/QA14.pdf

- 中医協の資料「新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について」：2020年4月24日

http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/0424_chuikyo.pdf

7. 新型コロナウイルス感染症への診療報酬の対応について、令和2年4月22日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その13）」の通知がありました。精神科でも「慢性疾患の診療：147点」が算定可能となりました。（※2020年4月22日から）以下へ文書を抜粋致します。

診療行為コード	名称	点数
113032850	慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）	147点

問1	対面診療において、精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、どのような取扱いとなるか。
(答)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、精神疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を月1回に限り算定できることとする。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その13）」の参照先以下のURLよりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000624778.pdf>

8. 令和2年4月22日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて」の通知（検討文書）がありました。

【概要】

申請書類として医師の診断書等のために医療機関の受診が必要な一部の公費負担医療等（医療手当を含む）について、外出機会を減らすために下記の措置を講じる。

【措置内容】

有効期間の満了日を原則として1年間延長することができるよう、所要の措置を講じる方向で検討する。

【対象者】

以下の間に有効期間が満了する者

- ・令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

【受給者証等】

現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用可能とする。

【該当する公費】

- ・ 自立支援医療費
- ・ 原子爆弾被爆者
- ・ 指定難病
- ・ 小児慢性特定疾病医療費
- ・ 特定疾患治療研究事業
- ・ 戦傷病者特別援護法
- ・ 毒ガス障害者救済対策事業
- ・ 被爆体験者精神影響等調査研究事業
- ・ 肝炎治療特別促進事業
- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- ・ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- ・ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

○「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000624397.pdf>

9. 新型コロナウイルス感染症への診療報酬の対応について、令和2年4月18日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」の通知がありました。

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628449.pdf>

10. 新型コロナウイルス（C O V I D - 1 9）関連の診療行為コードについて

【傷病名】

病名コード	名称	I C D 1 0 コード
8850104	C O V I D - 1 9	U071

【電話／オンライン初診】

診療行為コード	名称	点数
111013850	初診料（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）	214 点

診療行為コード	名称	点数
113032850	慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）	147 点

※オンライン診療料では算定不可（2020/4/24）。

※「情報通信機器を用いた場合」が設定されている下記の指導料を、上記マスタで請求する。

113029010：特定疾患療養管理料（情報通信機器）

113029510：小児科療養指導料（情報通信機器）

113029610：てんかん指導料（情報通信機器）

113029710：難病外来指導管理料（情報通信機器）

113030910：糖尿病透析予防指導管理料（情報通信機器）

113031310：地域包括診療料（情報通信機器）

113031410：認知症地域包括診療料（情報通信機器）

113031510：生活習慣病管理料（情報通信機器）

※通院・在宅精神療法でも算定可能（2020/04/22）。

11. 院内トリアージ実施料について

メディカルサポートシステムズの細谷先生がまとめておられますので、そちらをご参照ください。

○メディカルサポートシステムズの参照先

以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.medsus.jp/>

※項目名：2020.04.18「院内トリアージ実施料について」

12. 新型コロナウイルス感染症への診療報酬の対応について、令和2年4月17日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改定）」の通知がありました。

○「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改定）」の参照先

以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622803.pdf>

1 3. 電話診療・オンライン診療に関する調査について

電話診療・オンライン診療を用いた診療のうち「111013850：初診料（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）：214 点」を算定した医療機関様は、該当する患者数について、都道府県への報告が義務づけられています。

メディカルサポートシステムズの細谷先生がまとめておられますので、そちらをご参照ください。

○メディカルサポートシステムズの参照先

以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.medsus.jp/>

※項目名：2020.04.16「TEL 診／オン診に関する調査について」

1 4. 厚労省からの新型コロナウイルス感染症における医療機関様向け情報一覧は、下記へ随時更新されております。

○自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）の参照先

以下の URL よりご参照いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

以上